

地震、台風等に対する非常措置についてのお知らせ

本校においては、下記の措置をとります。テレビ、ラジオ、インターネット等の報道に注意してください。

地震

※学校所在の中京区だけでなく、京都市域のいずれかの行政区で震度5弱以上を観測した場合

1 登校前に震度5弱以上の地震が発生した場合

(1) 原則として、下記の通り臨時休業とします。

- ・下校後、深夜0時までに発生した場合は、翌日を臨時休業とします。
- ・深夜0時以降、登校時までに発生した場合は、当日を臨時休業とします。
- ・休業日（土、日、祝日等）や休業前日に発生した場合は、原則として休業明けの登校日を臨時休業とします。（安全が確認でき、授業等を実施する場合は、学校ホームページおよびすぐーるにその旨を掲載します。）

(2) 臨時休業とした場合、登校再開日は学校及び近隣の被災状況を確認したうえで、改めて学校から連絡します。

2 在校中に震度5弱以上の地震が発生した場合

直ちに臨時休業としたうえで、余震等の影響を踏まえ、学校に留め置くこととします。帰宅については、4月に生徒個人カードに記入していただいた保護者（引渡し可能な方）への引き渡し帰宅とします。

暴風警報（暴風雪警報を含む）

1 登校前に「京都市」に「暴風警報」が発令された場合（報道では「京都南部」または「京都、亀岡」）

(1) 上記警報が解除されるまでは登校を見合わせ、自宅待機させてください。

(2) 上記警報が解除された場合は、以下の措置をとります。

警報の状況	措置
午前7時までに解除になった	平常授業 8:25より始業（予鈴8:20）
午前9時までに解除になった	3校時 10:45より始業（登校10:30～ 予鈴10:35）
午前11時までに解除になった	5校時 13:20より始業（登校13:00～ 予鈴13:15） ※昼食はご自宅で済ませてから、登校してください。
午前11時現在「警報発令中」	臨時休業

2 在校中に「暴風警報」が発令された場合

下校中の安全が確認できるまで、学校待機とします。安全が確認できればその時点で下校としますが、安全確認ができない場合は、保護者と連絡がとれるまで学校待機を継続します。

3 大雨警報、洪水警報等が発表された場合

大雨警報、洪水警報の発令のみでは、自宅待機や臨時休校にはなりません。しかし、気象状況により、大雨警報、洪水警報等の長期間の継続が見込まれる場合等、教育委員会の判断により臨時休校となる場合があります。その場合には、学校ホームページおよびすぐーるで最新の情報をお知らせいたしますので、ご確認をお願いします。

特別警報

◇特別警報は、暴風警報のみでなく全ての警報種別での措置をとります。ご注意ください。

1 下校後、翌日登校前までに特別警報が発令された場合

(1) 原則として、下記の通り臨時休業とします。

・深夜0時までに特別警報が解除された場合は、翌日5校時(13:20)より始業とします。(翌日の4校時までは臨時休業となり、給食も中止です。)

・深夜0時以降も特別警報継続や、登校前に特別警報が発令された場合は、臨時休業とします。

(2) 臨時休業とした場合、登校再開日は学校及び近隣の被災状況を確認したうえで、改めて学校から連絡します。

2 在学中に特別警報が発令された場合

下校中の安全が確認できるまで、学校待機とします。安全が確認できればその時点で下校としますが、安全確認ができない場合は、保護者と連絡がとれるまで学校待機を継続します。

水害（河川の氾濫など）の避難指示等

※本校校区内に、土砂災害(特別)警戒区域はありません。

本校の校区（梅屋、春日、城巽、生祥、龍池、竹間、銅駄、日彰、初音、富有、本能、明倫、立誠、柳池の各学区）は、「鴨川・高野川の浸水想定区域」であるため、避難指示の発令対象地域です。

避難指示は学区ごとに発令されるものですが、京都御池中学校校区内のいずれか一つの学区に発令された場合、暴風警報の基準に準じた措置をとります。

【参考】避難情報の名称について

「高齢者等避難」が発令されただけでは原則として休校措置は取りません。ただし、「高齢者等避難」が発令された場合であっても、状況等によっては休校措置（登校の見合わせ等）を取る場合があります。

避難情報の種類	高齢者等避難 【警戒レベル3】	避難指示 【警戒レベル4】	緊急安全確保（※） 【警戒レベル5】
発令時の状況	災害が発生する恐れのある状況、即ち災害リスクのある区域等の高齢者等が、危険な場所から避難するべき状況。	災害が発生する恐れが高い状況、即ち災害リスクのある区域等の居住者等が、危険な場所から避難するべき状況。	災害が発生又は切迫している状況、即ち居住者等が身の安全を確保するために立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況において、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、「立退き避難」を中心とした避難行動から、「緊急安全確保」を中心とした行動へと変容するべき状況。
市民が取るべき行動	・高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に非難する。	・危険な場所から全員退避（立退き避難又は屋内安全確保）する。	・立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 (ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるのは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。)

◇休日での発令の場合も、部活動を含めた全ての教育活動を停止します。

◇ホームページでも上記の内容について確認いただけます。ご活用ください。

京都御池中学校 HP <http://cms.edu.city.kyoto.jp/weblog/index.php?id=201209>

